

『18歳からはじめる知的財産法』補遺

補論1 AIと著作権

2022年11月にChatGPTが公開されて以降、生成AIが広く利用されるようになりました。人間が作成したものと区別が付かないような生成物が産み出せるようになったことにより、AIにまつわる著作権についての議論が活発になっているところです。この問題については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会が2024（令和6）年3月15日に「AIと著作権に関する考え方について」を公表し、議論の整理が行われています。

第1の論点は、AIの【開発・学習段階】において、既存の著作物を学習用データとして用いる際に著作権侵害の発生が憂慮されることです。情報解析については平成30年の著作権法改正によって第30条の4が新設され、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（非享受利用）を認める規定が置かれています。しかし、『考え方』では、特定のクリエイターの創作的表現を出力できるよう生成AIに過学習（overfitting）を行うことは、表現された思想・感情を享受する目的があるため、第30条の4は適用されないものとされています。また、海賊版等の権利侵害複製物がAIの学習データに利用されていた場合、学習を行った事業者が侵害者となり得ることが指摘されています。

第2の論点は、AIの【生成・利用段階】においては、既存の著作物と類似性や依拠性（本書④章2参照）が認められる生成物が出力されたけれどもAIに指示（プロンプト）を出す利用者は既存の著作物を認識していなかった、というような場合、著作権侵害があったといえるのか？ 侵害があったとして、法的な責任を負うのは指示を出した利用者なのか？ それともAIを開発した事業者なのか？ という点です。

第3の論点は「AI生成物の著作物性」問題です。これまでの理解では、人間が関与せずに生成されたものには、人間の思想や感情が含まれていないため、AIが生成したものは著作物に当たらないとされてきました。この理解は今回の『考え方』でも維持されており、人間が思想・感情を創作的に表現するための道具としてAIを利用したのであれば人間の方が著作者になると捉えています。しかし、ひとくちにAI生成物といっても、どれだけ人間が関与したかには幅があります。今回の『考え方』では、創作的寄与をうらなう判断要素として、①利用者はAIに対してどのような指示を出したのか？ ②利用者はどのくらい生成の試行を繰り返したのか？ ③複数の生成物が得られたところから選択するという行為があったか？ という3点が挙げられています。

補論2 経済安全保障関連の特許出願の制限

将来の戦闘を一変させる武器に使われる先端技術は、日本の安全保障に多大な影響を与

えます。また、核技術など大量破壊兵器への転用が可能な技術は、国民生活や経済活動に甚大な被害を生じるおそれがあります。

そのような技術が特許出願された場合、出願から1年6か月後に出願内容が公開され、世界的に知れ渡ることになります。このような事態を防ぐため、公開されることで国民の安全が損なわれるおそれ大きい、いわば**安全保障上機微な発明**について、公開を一定期間留保する仕組みや、外国の特許庁への出願を禁止する制度が設けられています（経済安全保障推進法65～85条）。

具体的には、特許庁が受理した特許出願のうち、核技術や先進武器技術などの中から、国家や国民の安全を損なうおそれの程度や発明を非公開とした場合の産業の発達に与える影響の程度を踏まえて絞り込まれた技術分野（**特定技術分野**）にあたるものについて、特許庁が内閣府に送付します。

内閣府は、送付された特許出願に含まれる発明の情報を保全することが適当かどうかを審査し、保全する必要があると判断される場合には、保全対象発明に指定します（**保全指定**：同法70条）。

保全指定をうけた発明は、1年以内の期間（延長あり）、①特許出願の取下げの禁止（同法72条）、②発明の自己実施の事前許可制（同法73条）、③発明の内容の開示の原則禁止（同法74条）、④発明情報の適正管理義務（同法75条）、⑤他の事業者との発明の共有の承認制（同法76条）、⑥外国への出願の禁止（同法78条）の対象となります。保全指定により損失を受けた出願人に対しては、国が補償をする制度があります（同法80条）。

また、特定技術分野にあたる発明については、まず日本に出願しなければならないとされていますので、特許出願に先立ち、日本特許庁へ事前に特定技術分野に該当するか否かを確認する制度があります（同法79条）。

補論3 他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和

「JUNKO KOSHINO」「ISSEY MIYAKE」など、デザイナーが自己の氏名をブランドとして商品を販売することが多くあります。しかし、改正前の商標法4条1項8号は、「**他人の氏名**」を含む商標については、その他人の承諾を得なければ商標登録できず、同姓同名の者がいる場合にはその全員の承諾が必要でした。これにより、デザイナーらが自己の氏名をブランド化するために商標出願した場合、同姓同名の者がいると、その全員から承諾を得ない限り8号違反とされるため、事実上商標登録が困難になるという問題がありました。

そこで、令和5年商標法改正により8号が改正されました。まず、「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の場合には、その氏

名を持つ他人の承諾が必要としました（同8号前段）。広く認識されている氏名であれば、その人を思い浮かべるので、商標登録によりその人の権利が害される可能性が高いためです。

加えて、商標に他人の氏名を含む場合、その他人の知名度に関わらず、出願人が当該氏名と「相当の関連性」がない場合、あるいは出願人が不正の目的で商標登録を受けようとする場合にも登録が拒絶されることとなります（同8号後段、商標法施行令）。逆に、デザイナーが自己の氏名を商標登録しようとする場合には、同姓同名の他人（当該商品役務の分野で広く認識されていない人）がいたとしても、デザイナーがその氏名に相当の関連性があるので、不正の目的がなく、他の拒絶事由もなければ商標登録が認められることとなります。

補論4 コンセント制度

これまででは、すでに登録された先行商標と類似する商標であって、先行登録商標の指定商品・指定役務と類似する商品・役務を指定商品・指定役務とするものについては、商標法4条1項11号により登録が認められませんでした。たとえば、「REVLON」が商標登録されていたところ、NBAのレブロン・ジェームズ選手の「LEBRON」をナイキが商標出願した事案において、ナイキが「REVLON」の商標権者の承諾を得ていたにもかかわらず登録が認められませんでした。

令和5年改正により、類似する先行商標の商標権者の承諾があり、かつ混同を生じるおそれがない場合には、商標登録が認められることになりました（商標法4条4項）。承諾を意味するコンセントという語から、**コンセント制度**と呼んでいます。混同を生じるおそれがない場合に限っているのは、承諾があったとしても混同が生じる場合には消費者が誤って購入してしまい、先行商標の商標権者の利益は害されないとしても消費者に被害が生じる可能性があるためです。

補論5 デジタル空間における形態模倣行為

令和5年の不正競争防止法改正によって、他人の商品形態の模倣品をデジタル空間において提供する行為も規制されることになりました（令和6年4月1日施行）。

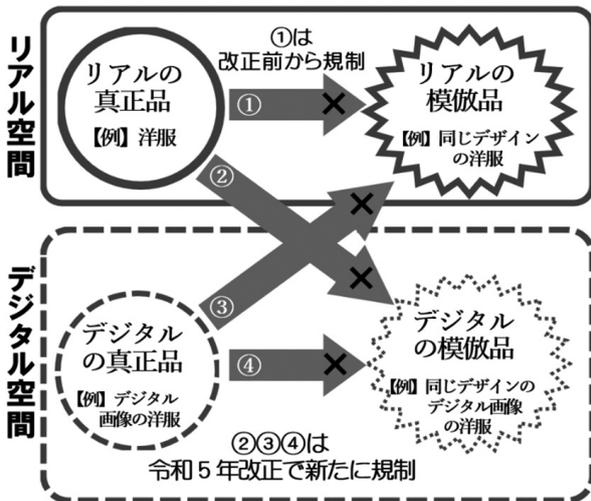
（1）法改正の背景 他人の商品形態（たとえば洋服のデザイン）の模倣品を販売するような行為は、従来から不正競争防止法2条1項3号の不正競争として規制されていました。ただし、ここでいう真正品や模倣品といった商品は有体物を意味していますから、メタバース（仮想空間）などインターネット上のデジタル空間で、模倣品（たとえば洋服のデザインを模倣したデジタル画像の洋服）が販売されたような場合、デジタル画像自体は

無体物であるため不正競争には該当せず、真正品の権利者はデジタル空間上の模倣品を抑えることができませんでした。

(2) 法改正の内容 今回の法改正によって、第2条1項3号に、他人の商品の形態を模倣した商品を「電気通信回線を通じて提供する行為」が追加され、デジタル空間で模倣品を提供する行為も不正競争に該当することになりました。これによって、真正品の権利者は模倣者に対し、模倣品の提供を停止するよう求める差止請求や、損害賠償請求することが可能になりました。

今回の改正前から①リアル空間において真正品を模倣する模倣品の譲渡等は規制されていましたが、改正によって新たに、②リアル空間の真正品を模倣したデジタル空間の模倣品の提供行為のほか、③デジタル空間の真正品を模倣したリアル空間の模倣品の提供行為や、④デジタル空間の真正品を模倣したデジタル空間の模倣品の提供行為も不正競争として規制できることとなります。

もともと、第2条1項3号が保護対象とする商品は、ファッション品や玩具など流行性の強い商品を念頭においていますから、この規定によって保護されるのは、国内における真正品の最初の販売日から3年以内に限られます(19条1項6号イ)。



資料 商品形態の模倣行為

(経済産業省・特許庁「不正競争防止法等の一部を改正する法律【知財一括法】の概要」を参考にして筆者(眞島宏明)作成)